

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

令和5年11月14日(火)

開会 9時30分

閉会 10時59分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員
富樫健二委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 福永和伸(再掲)、副教育長 上村和弘

次長(教職員担当) 佐藤史紀、次長(学校教育担当) 井ノ口誠充、

次長(育成支援・社会教育担当) 山添達也、次長(研修担当) 荻田直樹

教育総務課 課長 浮田知樹、班長兼企画員 米澤道隆

教育財務課 課長 井畑晃洋、課長補佐兼班長 飛鳥井清司

学校経理・施設課 課長 西田恭子、課長補佐兼班長 雲匡司

教職員課 課長 福井崇司、班長 武藤誠、班長 若宮一哉、係長 佐宗満、
主査 原健

福利・給与課 課長 坂口浩二、班長 奥谷豪紀、班長 榊田裕一

高校教育課 課長 山北正也、充指導主事 稲濱章誠

保健体育課 課長 堀越英範、課長補佐兼班長 横山勝規

5 請願・陳情の付議の結果

	件 名	審議結果
請願 6	高校部活動にかかる部費等の負担の軽減を求める 請願について	不採択
請願 7	部費の適切な取扱いを求める請願について	不採択

6 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第 23 号	職員の懲戒処分について	原案可決

議案第 24 号	三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命 について	原案可決
議案第 25 号	三重県地方産業教育審議会委員の任命について	原案可決
議案第 26 号	令和 5 年度三重県一般会計補正予算（第 4 号） （教育委員会関係）について	原案可決
議案第 27 号	令和 5 年度三重県一般会計補正予算（第 5 号） （教育委員会関係）について	原案可決
議案第 28 号	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例案	原案可決
議案第 29 号	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等 の一部を改正する条例案（三重県教育委員会教 育長の給与等に関する条例関係）	原案可決
議案第 30 号	公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償 及び期末手当に関する条例の一部を改正する条 例案	原案可決

7 審議の概要

・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（10月27日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

栗須委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 23 号から議案第 25 号は人事に関する案件のため、議案第 26 号から議案第 30 号は県議会提出前のため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の請願を審議した後、非公開の議案第 23 号から議案第 30 号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

請願 6 高校部活動にかかる部費等の負担の軽減を求める請願について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

請願 6 高校部活動にかかる部費等の負担の軽減を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 14 日提出 三重県教育委員会教育長

まずは 2 ページをご覧ください。こちらが請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介のあったとおりです。

「1 請願の要旨」では、県立学校の部活動における部費等の実態を調査すること、家庭に過大な経済的負担を強いていることが確認された部に対して、運営のあり方を改めるよう指導することを求めています。

「2 請願の理由」では、三重県部活動ガイドラインには、休養日の設定や活動時間の制限などが記載されているが、家庭への経済的負担には言及がなく、遠征費も含め、部費等の徴収が月平均 1 万円を超える部活動もあり、保護者に高額な経済負担を求めている部活動もあると記載されています。

それでは 1 ページにお戻りください。請願文書表がありますので、ご覧ください。請願に対する教育長の意見を一番右の欄に記載しております。

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、生徒は、当該部活動の活動方針や練習内容等をあらかじめ理解を得たうえで入部します。なお、三重県部活動ガイドラインでは、「指導者は、生徒の志向や能力、保護者の願いなどを十分に汲み取り、各部の活動計画等を設定すること」が示されており、ミーティングや保護者会などにおいて部費についても説明し、生徒や保護者の理解を得たうえで、部活動を運営しているところです。

また、部活動に必要な経費については、競技種目や目標、その他の支援の状況によってもさまざまであることから、一律の基準を定められるものではありません。

以上のことから、本請願は不採択といたしたい。説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願 6 はいかがでしょうか。

富樫委員

実態の調査っていうのはされているんでしょうか。ミーティングや説明会の中できちんと部費がいくらかかりますよっていうような説明がなされている中で自発的に入っているということなので、指導までは必要ないかなと思うんですけども、部費だけにかかわらず、高校部活動の実態調査っていうのはあるんでしょうか。

横山課長補佐兼班長

学校の実態調査は、実施している部活動や部員や顧問の数など、そういうことの実態調査は年に1回しているんですけれども、その中で部費を聞くという項目はございません。

富樫委員

もしあれでしたら、そういう調査があってもいいのかなと思いました。

教育長

検討しましょう。

横山課長補佐兼班長

はい。

【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

・審議事項

請願7 部費の適切な取扱いを求める請願について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

請願7 部費の適切な取扱いを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年11月14日提出 三重県教育委員会教育長

まずは2ページをご覧ください。こちらが請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介のあったとおりです。

「1 請願の要旨」では、県立学校の部活動の部費（遠征費等も含む）について、収支の説明責任を果たすこと、部費の収支の内容について、不自然な点がないか確認すること、適切な取扱いが行われるよう仕組みを作ることを求めています。

「2 請願の理由」では、部費は適正に取り扱わなければならないが、領収書等の部費の収支に関する記録が、学校や部によって保存されていなかったりする現状があると記載されています。

それでは1ページにお戻りください。請願文書表がありますのでご覧ください。請願に対する教育長の意見を一番右の欄に記載しております。

県教育委員会では、「学校諸費等に関する取扱い要領（平成24年4月1日）」において、学校諸費等についても、原則として公費に準じた取扱いを行い、適正に処理すること、校長及び職員は、生徒等及び保護者への説明責任を果たすとともに、処理結果等について情報提供に努めることを定めています。

また、「県立学校部活動費に関する取扱いの適正化について（通知）（平成26年12月16日）」において、学校諸費に指定しない部活動費についても、取扱いの適正化について、部員・保護者に徴収の趣旨・目的を説明するとともに、適正な金銭の出納管理や部

員・保護者へ収支報告を行うこと、部費の徴収目的を部員・保護者に通知することとしています。

さらに、教職員は部費をはじめ、さまざまな場面で現金を扱う機会があることから、県教育委員会では、毎年、部費等の適切な管理を行うよう繰り返し注意喚起しているところです。

以上のことから、本請願については、既に対応しており不採択といたしたい。説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願7はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が本請願の不採択を承認する。－

・審議事項

議案第23号 職員の懲戒処分について(非公開)

福井教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第24号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について(非公開)

福井教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第25号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について(非公開)

山北高校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第26号 令和5年度三重県一般会計補正予算(第4号)(教育委員会関係)について(非公開)

井畑教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第27号 令和5年度三重県一般会計補正予算(第5号)(教育委員会関係)について(非公開)

井畑教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案

どおり可決する。

・審議事項

議案第 28 号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案(非公開)

議案第 29 号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係) (非公開)

議案第 30 号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例案(非公開)

坂口福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原
案どおり可決する。

・閉会宣言